

令和 7 年度

帯広市空家購入等補助金

空家等の利活用の促進や、快適な住環境の充実を図るため、空き家を自ら居住するために購入された方に対し、改修工事又は解体工事にかかる費用の一部を補助します。

1 補助の内容

補助額：対象工事費用（消費税相当額を除く）の 30%（千円未満切り捨て）
上限額：30 万円

2 募集件数、募集期間

募集件数 5 件

募集期間 令和 7 年 4 月 1 日（火） ～ 予算枠に達するまで （先着順に申請受付）

3 申請方法

工事着手前に、申請書に必要書類を添付して建築開発課にご提出ください。
※郵送での提出も可能です。送付前に添付書類をよく確認してください。
受付窓口：市役所 6 階 建築開発課
受付時間：8：45～17：30 （土・日・祝日の受付は行いません。）

4 対象者

- （1）対象住宅の所有者で、現に居住している、又は改修した住宅もしくは除却後に新築した住宅に居住する方
- （2）市税等を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- （3）所得^{※1}の世帯総額が 550 万円以下（確認できる最新のもの）
- （4）暴力団員でない方
- （5）過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方
- （6）3 親等以内の親族又はこれと同等と認められる者から購入していない方

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

5 対象住宅

【空家改修補助金】

○ 次のいずれかに該当するもの。

- ・北海道空き家情報バンクに登録された空き家であること
- ・建築後 20 年以上経過した物件であること
- ・帯広市における空家等対策の推進に関する協定書に基づく相談対応物件（空き家マッチングシステム対象物件）であること

【空家除却補助金】

○ 次のいずれかに該当するもの。

- ・空き家となって 5 年以上が経過しているものであること
- ・帯広市における空家等対策の推進に関する協定書に基づく相談対応物件（空き家マッチングシステム対象物件）であること

※ 【空家改修補助金】を利用する場合、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、建築開発課の窓口で「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

6 施工業者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人とします。

※改修工事の全てを他に委託することはできません。

7 対象工事費

【空家改修補助金】

補助の対象は、建築物の耐久性の向上、長寿命化、省エネルギー化又はユニバーサルデザイン化のための以下の改修工事費とします。

- (1) 段差解消工事
- (2) 手すり設置工事
- (3) 建具取替工事（UD化、省エネ化又は換気設備工事に伴うもの）
- (4) 浴室、キッチン改修工事（UD化又は省エネ化）
- (5) 埋設型融雪施設の設置
- (6) インターホン設置工事
- (7) トイレ改修工事（節水タイプ）
- (8) 窓ガラス交換工事（省エネ化）
- (9) 内窓設置工事（省エネ化）
- (10) 外窓、玄関断熱ドア取替工事
- (11) 断熱改修工事
- (12) 照明器具交換工事（LED照明器具）
- (13) ボイラー設置工事（IHヒート、IHジョーズを除くグリーン購入法対象商品）
- (14) 換気設備工事（建築基準法に適合させる換気設備工事）
- (15) 居住環境を改善するための内部工事
- (16) 塗装工事（耐候性、耐久性又は長寿命化）
- (17) 給排水等設備工事
- (18) 屋根を不燃材料でふき替える工事（耐候性、耐久性又は長寿命化）
- (19) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事

【空家除却補助金】

補助の対象は、購入した空き家の除却工事費とします。

8 対象とならない費用（見積書で内訳を示すこと。）

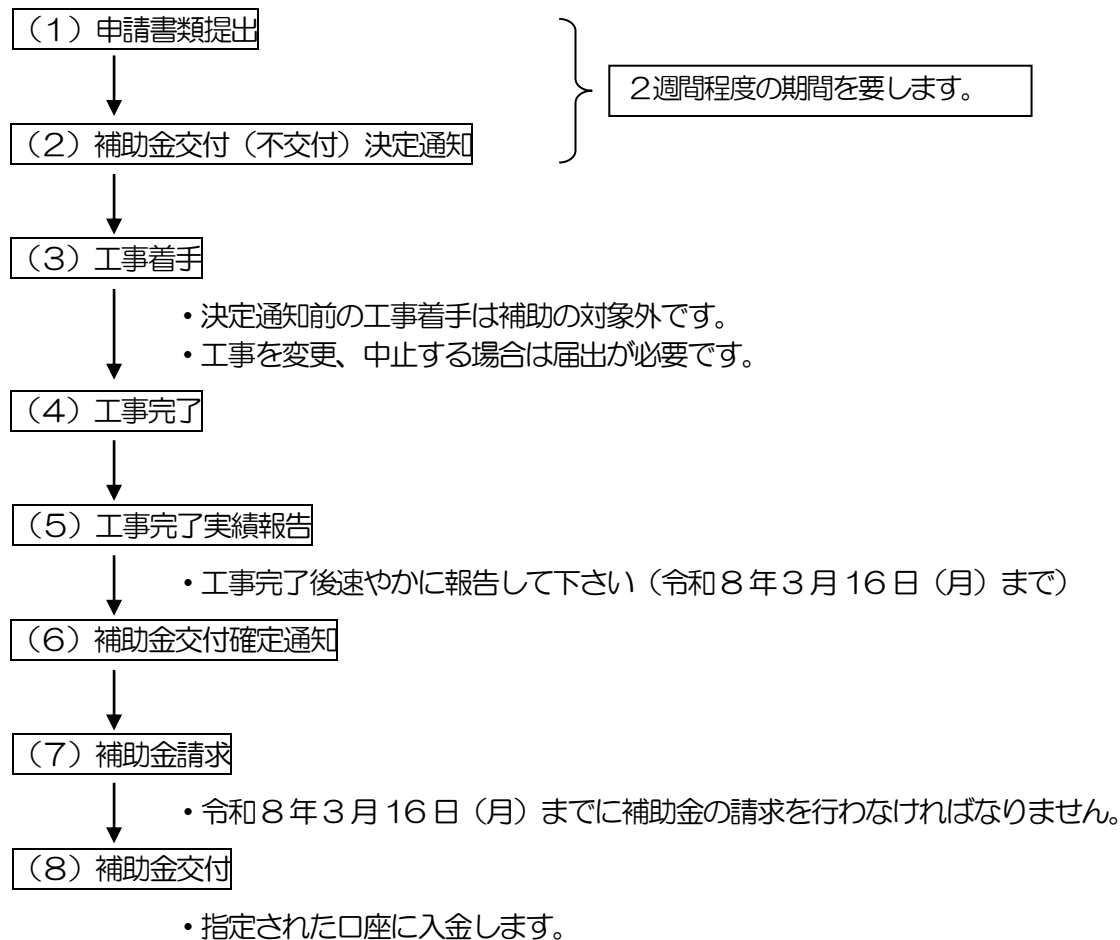
【空家改修補助金】

- (1) 設計費
- (2) 敷地整備費
- (3) 産業廃棄物運搬処理費
- (4) 外構工事費（通路、舗装、植栽、庭園、塀、フェンス、車庫、物置等）
- (5) 家電製品、家具等の購入費（照明器具等も含む。）
- (6) 設備（備品）の購入費及び設置工事費
- (7) 太陽光発電システム設置工事費
- (8) 合併処理浄化槽設置工事費
- (9) 増築の工事費（サンルーム、風除室等の新設は増築になるため対象外です。）

【空家除却補助金】

- (1) 設計費
- (2) 産業廃棄物運搬処理費

9 申請から補助金受取りまで



10 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 申請者の住民票※
- (3) 所得証明書（世帯全員分）※
- (4) 市税等の滞納が無いことを証する書類※
- (5) 住宅の所有者が明らかとなる書類（登記事項証明書等）
- (6) 住宅売買契約書の写し
- (7) 工事見積書（改修又は除却工事が明確なもの、コピーの提出可）
- (8) 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- (9) 北海道空き家情報バンクに登録されていたことがわかる書類（該当する場合のみ）
- (10) 空き家証明書（空き家となって5年以上経過している住宅を除却する場合のみ）

※(2)～(4)は、(1)申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前々年の1月2日以降に転入した場合、(3)、(4)の提出が必要になる場合があるため、ご相談ください。

11 完了実績報告に必要な書類

改修工事が完了した時は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市空き家購入等補助金交付工事完了実績報告書
（補助金交付決定通知書と併せて郵送。）
- (2) 写真（施工後の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 住民票（工事完了後に入居する方のみ。）
（申請書で個人情報の取得について同意した方は添付不要）
- (5) アンケート

12 改修工事を変更する場合

次の変更をしようとするときは、変更承認申請が必要となります。

- ・改修工事の工事内容の変更
- ・10%以上の工事金額の変更
- ・補助額の増額または30%以上の補助額の減額
- ・施工業者の変更

変更承認申請は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市空家購入等補助金交付変更承認申請書
- (2) 見積書（コピーの提出可）
- (3) 施工前の状況が分かる写真等（改修箇所を変更する場合）

13 改修工事を中止する場合

帯広市空家購入等補助金交付中止届を提出してください。

※ その他制度の詳細につきましては、帯広市建築開発課（TEL0155-65-4179）までお問い合わせください。

北海道空き家情報バンクとは

北海道内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るために、道が運営する制度です。所有者から売買などの希望があった空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供します。

お問合せ・申請先

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

〒060-0001

札幌市中央区北1条西17丁目（北海道不動産会館2階）

電話番号 011-642-4422（代表）

ホームページ：<https://www.hokkaido-akiya.com>

